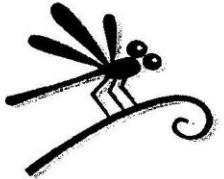


生活指導だより

子供たちの笑顔を守るために

第3号

貝塚市立 東山小学校生活指導部
H23.9.1



児童虐待について考えましょう。

夏休みも終わり、子供たちは元気な姿で登校してきました。さて、夏休みの間にテレビや新聞などで子供への虐待のニュースがよく報じられていました。虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となってきています。事案の中には、加害者となった保護者が「しつけ」と称して、子供に対して行っている行為を肯定的に考えているケースも少なくありません。子供への虐待をなくしていくためには、虐待とはどのようなものなのかをまず知っておく必要があります。

児童虐待とは？ 親や親に代わる養育者が、子どもに対して行う以下の行為をいいます。

1. 身体的虐待（児童虐待の防止等に関する法律第2条第1項）

子供の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること
例えば…たたく、つねる、殴る、投げ落とす、振り回す、噛む、しばる、水につける、火を押しつける、首をしめる、逆さづりにするなど

2. 性的虐待（児童虐待の防止等に関する法律第2条第2項）

子供にわいせつな行為をすること、又は子供にわいせつな行為をさせること
例えば…子供への性行為、性的暴行、性関係の強要、ポルノ画像を見せる、またはその被写体を強要するなど

3. ネグレクト（児童虐待の防止等に関する法律第2条第3項）

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、又は長時間の放置、その他、保護者としての監護を著しく怠ること。また、保護者以外の同居人による虐待行為を保護者が放置すること
例えば…ご飯やミルクを与えない、適切な栄養を与えない、汚れたままの服を着続けさせる、風呂へ入らせない、医者へ見せない、学校へ行かせない、家や部屋に閉じ込める、同居人の暴力を見過ごしにするなど

4. 心理的虐待（児童虐待の防止等に関する法律第2条第4項）

子供に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭内における配偶者等への暴力を見せるなど、子供に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
例えば…暴言をあびせる、怯えさせる、脅しや脅迫、子供の存在の無視や拒否的な態度、自尊心を傷つける言動、配偶者への暴力を見せるなど

5. 経済的虐待（大阪府子どもを虐待から守る条例第2条第3号）

保護者の管理に属しない子供の財産を保護者が不当に処分すること
例えば…子供がアルバイトなどで得た収入を、保護者が取り上げて遊興に使うなど

「虐待かな」と思ったら
←こちらまで連絡して下さい！

児童虐待を受けたと思われる子供を発見したものは、確証がなくてもすみやかに市町村児童担当課又は児童相談所（子ども家庭センター）に通告しなければなりません。学校においても同様です。

（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項）

○岸和田子ども家庭センター（月曜～金曜）9時～17時45分 TEL 072-441-0125

○大阪府子ども家庭センター夜間休日虐待通告専用電話（土日祝年末年始）17時45分～翌朝9時
TEL 072-295-8737

○貝塚市役所児童福祉課（家庭児童相談室）（月曜～金曜）9時～17時15分
TEL 072-433-7022
○児童相談所全国共通ダイヤル 24時間365日対応 TEL 0570-064-000

生活指導だより

〈2学期取り組みのお知らせ〉

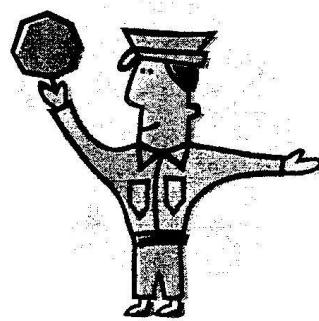
○交通安全指導・秋の交通安全週間

○不審者対応訓練

○火災訓練・火災予防週間

○安全指導

○集団下校



9月7日（水）に、災害などの場合に備えて、集団下校訓練を行います。

午後1時45分頃、近くの地区ごとに順次下校します。

○当日、都合によりお迎えに来られる方は、担任まで連絡して下さい。

○通学路をもとに下校グループを構成しています、再度お子さんと、通学路の確認をお願いします。

生活指導2学期目標

あいさつ

○気持ちの伝わるあいさつをしよう。

〈ありがとうございます〉

・児童委員会を中心としたあいさつ運動

・ありがとうキャンペーン

きまり

○仲間とともに頑張ろう。

〈行事を成功させよう〉

・スポーツテスト

・音楽会

・ドッジボール大会

整理整頓

○学校を美しくさせよう。

〈はきものをそろえよう・おそうじプロになろう〉

・くつ箱、トイレスリッパ啓発運動

・きれいきれいコンテスト

・金のほうき賞

〈東山小学校の目標〉

Ⓐ いさつする子

Ⓑ っかり学ぶ子

Ⓒ のしく遊ぶ子

いろんな方面から、
子供たちの健やかな成長を導いてい
きます！

